

2019年5月29日

株主の皆様へ

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者 代表取締役会長 中里 佳明
代表取締役社長 野崎 明
問合せ先 法務部 (03-3436-7704)

ISSのレポートに対する当社の見解について

今般、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services, Inc. (以下「ISS」といいます。)は、2019年6月25日開催予定の当社第94期定時株主総会議案についての分析および議決権行使推奨を2019年5月28日に公表いたしました。これに対する当社の見解について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ISSの見解

ISSは、以下の理由により、第3号議案「監査役1名選任の件」(候補者：山田雄一氏)および第6号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件」に反対推奨をしています。

1) 第3号議案「監査役1名選任の件」(候補者：山田雄一氏)

山田雄一氏がISSの独立性基準を満たさないこと

2) 第6号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件」

買収防衛策の総継続期間が3年以内ではないこと

2. 第3号議案に関する反対推奨に対する当社の見解(上記1. 1)への反論)

確かに、山田雄一氏においてはISSの独立性基準そのものは満たしておりません。

しかしながら、山田雄一氏は、2016年6月に当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人を退職しており、同氏が同監査法人を退所した後2019年6月で3年が経過します。同氏は、上記退所後、当社グループとの間には、一切の取引関係その他の関係を有しておらず、当社の少数株主の利益という観点から、同氏の独立性には何ら問題はございません。

なお、山田雄一氏は会社法に定める社外要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社の独立性基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し株式会社東京証券取引所に届け出ています。

3. 第6号議案に関する反対推奨に対する当社の見解

1) 買収防衛策の総継続期間を3年間と限定することについて(上記1. 2)への反論)

ISSにおいては、日本向け議決権行使ガイドラインにおいてのみ、買収防衛策の更新に際して株主総会の承認を得たか否かを問わず、買収防衛策の当初の導入時からの総継続期間を3年以内と限定しておりますが、当社は、このような方針には合理性がないと考えています。

後述のとおり、当社は、我が国の金融商品取引法の下においては、株主の皆様が買収の適否を判断する時間と情報が必ずしも確保されないと判断しているため、これを確保し、当社の支配権の移転に際し透明性のある枠組みを構築するべく、買収防衛策の更新の提案をしております。特に、当社の営む金属資源事業は、環境に配慮しながら長期的かつ安定的な視点に立って鉱山操業を行うことにより、資源の最大化を図ることが求められるものであるため、当社の株主の皆様に対し、そのような観点での情報を十分に発信していく必要があります。

このことは、買収防衛策の導入から3年間を経過しても変わるものではありません。また、何より、当社においては、買収防衛策の有効期間を3年間と定め、期間の更新のたびに濫用的な買収のリスクを検討のうえ、買収防衛策の必要性を確認し、株主総会の承認を得ているほか、実際に買収防衛策を発動する際には株主の皆様意思を確認することと定めているため、買収防衛策の総継続期間を問題にする必要は存しないと考えております。

2) 買収防衛策更新の必要性について

① 日本の法規制について

日本における株式の大量買付に関する金融商品取引法上の規制は、原則として市場内取引には適用されないため、市場内で大量買付行為が行われる際に対象会社やその株主が買収の是非について検討するのに必要な情報や時間が必ずしも保障されているわけではないと当社は考えています。さらに、同法の公開買付規制は、部分公開買付けを容認するものであることなどから、強圧的買収などの濫用的な買収を必ずしも排除するものでもないと当社は考えています。

② 当社事業について

特に当社のような金属資源事業を営む企業としては、環境を十分に考慮しながら長期的かつ安定的な視点に立って鉱山操業を行うことにより、資源の最大化を図ることが重要です。しかし、短期的な利益のみを追求して不当な採掘を行うと、鉱山の寿命が短くなり、深刻な環境問題が発生し、その結果、企業価値が大きく損なわれる可能性があります。また、低品位の鉱石からニッケル製錬を可能にする当社の独自技術により、「資源、製錬、材料」を一貫して行う当社の事業は、独自のビジネスモデルであり、当社の企業価値の最大化に大きく貢献しています。当社取締役会

は、短期的な利益のためにこのような独自性を持つビジネスモデルを解体することは、長期的には企業価値の損失につながる可能性があると考えています。

したがって、他の一般的な会社と比べて、短期的な利益を求める買収者が出現し、濫用的な買収が行われた場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが、より深刻に懸念されます。

③ 買収防衛策の目的

当社取締役会は、買収防衛策は、株主の皆様が当社の支配の移転に関する買収提案について買収者の見解を確認する機会と時間を確保するためのものであると考えています。買収防衛策の目的は上記のとおりであるため、買収防衛策の更新は経営陣の保身を目的としたものではありません。

上記のとおり、当社取締役会は買収防衛策の更新は必要であると考えております。

以上